

平成 28 年 8 月 30 日

甲府交通圏タクシー準特定地域協議会
委員各位

甲府交通圏タクシー準特定地域協議会
会長 佐々木 邦明

第 4 回 甲府交通圏タクシー準特定地域協議会の書面開催について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素はタクシー事業に深いご理解と多大なご指導を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、高齢化社会を向かえ、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインタクシー「以下（UD タクシー）という。」の普及は誰もが望んでいるところです。

これら社会の要請に応えるため、タクシー業界は誰もが利用しやすい UD タクシーの普及促進を図らなければなりません。

一方、自動車メーカーがタクシー専用車両（従来の普通車区分のタクシー車両は生産中止。）として生産する UD タクシーは、小型車区分になることから減収につながり導入を妨げる要因となっている。このため山梨県 A 地区の小型車運賃を関東の他の地域と同様に、普通車運賃に統一するものである。

今般、「公定幅運賃の範囲の指定方法等について」(平成 26 年 1 月 27 日付け関東運輸局長公示。以下「公定幅運賃審査基準」という。)に基づき、甲府交通圏の事業者から公定幅運賃の変更を求める旨の要請書（東八・東山交通圏、峡西交通圏及び峡北交通圏にあっては「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請の審査基準について」に基づく運賃改定申請書をいう。以下同じ。)が関東運輸局長に提出され、最初の要請から 3 ヶ月の期間の間に、要請のあった法人タクシー事業者の合計車両数が、事業者全体車両数の 7 割以上となり、公定幅運賃審査基準に基づく要否の判定においても公定幅運賃の変更を行う必要があると判断されたことから、関東運輸局長は公定幅運賃の変更手続を開始することとなりました。

このため、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第 16 条第 1 項及び同法施行規則第 10 条の 5 第 1 項の規定に基づき、関東運輸局長から甲府交通圏タクシー準特定地域協議会会長に対して「公定幅運賃の変更を求める要請に基づく運賃の範囲の変更」に関する通知（別添）がありました。

つきましては、甲府交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱第 5 条の 16 に基づき、当該運賃の範囲（公定幅運賃・別添別紙「4. 申請及び要請運賃概要」）に関する意見を書面により聴取する書面開催協議会として開催することといたしました。

皆様のご意見を、広くお伺いいたしたいと存じますので、何卒よろしくお願い申し

上げます。

なお、意見聴取の方法は下記のとおりとさせていただきますが、いただきました意見の取りまとめにつきましては、事務局に一任させていただきます、関東運輸局長への意見の提出後、その意見書を次回協議会で配布することで報告に代えさせていただきますと存じます。

敬具

記

1. 協議会名 甲府交通圏タクシー準特定地域協議会
2. 協議内容 当該運賃の範囲（別紙「4. 申請及び要請運賃概要」）について
3. 意見記入用紙 別紙「意見書」にご記入下さい。
4. 意見書提出期間 平成28年9月9日（金）～9月21日（水）
5. 送付書類 「意見書」
「別紙」申請及び要請運賃概要（公定幅運賃）
「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法抜粋」（平成21年6月21日法律第64号）
「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規則抜粋」（平成21年9月28日国土交通省令第8号）
6. 提出先・方法 甲府交通圏タクシー準特定地域協議会事務局
一般社団法人山梨県タクシー協会内
志村・菊島 TEL 055-262-1212
FAX 又は同封の封筒にてご提出下さい。
FAX 055-262-1213

「意見書」

《提出先》

甲府交通圏タクシー準特定地域協議会事務局

一般社団法人 山梨県タクシー協会

志村・菊島 行き FAX 055 262 1213

《協議会委員》

ご所属

ご氏名

ご意見記入欄（ご意見が無い場合でもご返信をお願いいたします。）



関自旅二第 737 号
平成28年 8月 4日

山梨県甲府交通圏タクシー準特定地域協議会長 殿

関東運輸局長



公定幅運賃の変更を求める要請に基づく運賃の範囲の変更に関する通知について

今般、「公定幅運賃の範囲の指定方法等について」（平成26年1月27日付け関東運輸局長公示。以下「公定幅運賃審査基準」という。）に基づき、公定幅運賃の変更を求める旨の要請（東八・東山交通圏、峡西交通圏及び峡北交通圏にあつては、「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請の審査基準について」（平成14年1月17日付け関東運輸局長公示）に基づく運賃改定申請をいう。以下同じ。）書が提出され、最初の要請があつたときから3ヶ月の期間の間に、要請のあつた法人タクシー事業者の合計車両数が、事業者全体車両数の7割以上となる要請（別紙）があり、公定幅運賃審査基準に基づき要否の判定を行った結果、公定幅運賃の変更を行う必要があるものと判断しました。

このため、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）第16条第1項及び同法施行規則（平成21年国土交通省令第58号。以下「施行規則」という。）第10条の5第1項の規定に基づき通知します。

また、施行規則第10条の5第2項及び第10条の6第1項に基づき、当該運賃の範囲に関する意見書を平成28年10月3日までに運輸支局を經由し当局あてに提出して下さい。

なお、施行規則第10条の6第2項の規定のとおり、期日までに意見書の提出がないときは、当該運賃の範囲に関する意見がない旨の貴協議会の意見の提出を受けたものとみなすことを申し添えます。



1. 申請及び要請期間 平成28年4月1日～平成28年6月30日

2. 申請及び要請状況

要請事業者数		要請事業者の車両数			
		特定大型	大型	普通	小型
法人	47	62	1	550	67
者		両	両	両	両
計(A)					680
計(B)					741

地区全体の車両数(B)	741
両	両

要請車両数割合 (A÷B)×100	91.77
%	%

3. 申請及び要請における所要増収率 0.9%～8.7%

4. 申請及び要請運賃概要

車種区分	距離制運賃						時間制運賃							
	初乗			加算			初乗			加算				
	距離	額	距離	額	時間	額	時間	額	時間	額	時間	額		
普通車	①	1.800 km	740 円	277 m ～281	90 円	105 秒	90 円	30 分	3,300 円	30 分	3,520 円	3,300 円	30 分	3,520 円
	②	1.800 km	750 円	273 m ～279	90 円	100 秒 ～105	90 円	30 分	3,520 円	30 分	3,560 円	3,520 円	30 分	3,560 円
	③	1.800 km	760 円	270 m ～274	90 円	100 秒	90 円	30 分	3,580 円	30 分	3,610 円	3,580 円	30 分	3,610 円
	④	1.800 km	770 円	267 m ～271	90 円	100 秒	90 円	30 分	3,420 円	30 分	3,660 円	3,420 円	30 分	3,660 円
	⑤	1.800 km	780 円	263 m ～269	90 円	95 秒 ～100	90 円	30 分	3,670 円	30 分	3,710 円	3,670 円	30 分	3,710 円
	⑥	1.800 km	790 円	259 m ～265	90 円	95 秒 ～100	90 円	30 分	3,710 円	30 分	3,760 円	3,710 円	30 分	3,760 円

※料金については変更なし

○参考(現行運賃)

車種区分	距離制運賃						時間制運賃					
	初乗			加算			初乗			加算		
	距離	額	距離	額	時間	額	時間	額	時間	額	時間	額
普通車	1.800 km	730 円	283 m	90 円	105 秒	90 円	30 分	3,450 円	30 分	3,450 円	30 分	3,450 円

5. 現行運賃改定
平成19年11月30日認可(平成26年2月28日消費税に伴う改定公示)

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法

(平成21年6月26日法律第64号)

(運賃の範囲の指定)

第十六条 国土交通大臣は、第三条第一項又は第三条の二第一項の規定により特定地域又は準特定地域を指定した場合には、当該特定地域又は準特定地域において協議会が組織されているときは、国土交通省令で定めるところにより、当該協議会の意見を聴いて、当該特定地域又は準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業に係る旅客の運賃（国土交通省令で定める運賃を除く。以下同じ。）の範囲を指定し、当該運賃の範囲を、その適用の日の国土交通省令で定める日数前までに、公表しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規則

(平成21年9月29日国土交通省令第58号)

(運賃の範囲の指定についての意見聴取に関する協議会への通知)

第十条の五 法第十六条第一項の規定により、国土交通大臣は、当該運賃の範囲を指定し、公表しようとするときは、あらかじめ、当該協議会に対し、当該運賃の範囲に関する意見を提出すべき旨を通知して、その意見を聴かなければならない。

2 前項の通知には、意見を提出すべき期限を付することができる。ただし、その期限は、当該協議会の同意がなければ十四日以内とすることができない。

(運賃の範囲の指定についての意見聴取に関する協議会の意見提出)

第十条の六 当該協議会は、前条第一項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、国土交通大臣に対し、当該運賃の範囲に関する意見書を提出しなければならない。

2 国土交通大臣が、前条第二項の規定により付した期限までに前項の意見の提出を受けないときは、当該運賃の範囲に関する意見がない旨の協議会の意見の提出を受けたものとみなす。